

児童相談所移管について

1. 児童相談所とは

- 児童相談所は、児童福祉法を根拠として設置される行政機関であり、子ども本人・家族・学校・地域などからの子どもに関する相談に応じ、子どもに関わる問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉やその権利の擁護を主たる目的としている。
- 東京都児童相談所は、現在11カ所(そのうち7カ所が特別区内)設置されており、助言や一時保護、里親制度など、さまざまな援助を実施している。

2. 東京都児童相談所の概要



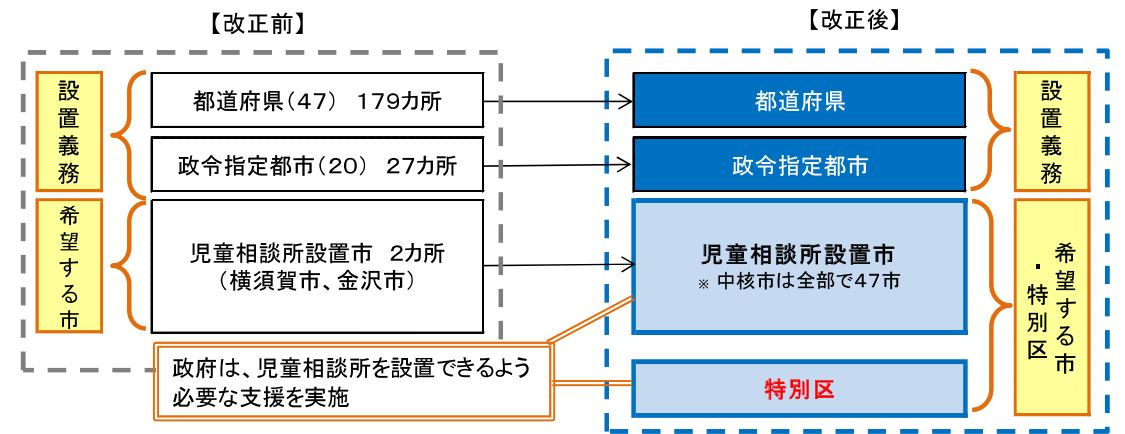
特別区内にある児童相談所

児童相談所名	担当地域
児相相談センター*	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区、島しょ地域
江東児童相談所*	墨田区、江東区、江戸川区
足立児童相談所*	足立区、葛飾区
北児童相談所	北区、荒川区、板橋区
品川児童相談所	品川区、目黒区、大田区
杉並児童相談所	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
世田谷児童相談所	世田谷区、狛江市

*は一時保護所を併設

3. 児童福祉法の改正

- 児童相談所の設置根拠
児童福祉法第12条、第59条の4
- 平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月から児童相談所の設置自治体が拡大され、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」とされた。



➡ 法改正を受けて、品川区は、都からの児童相談所の移管を積極的に進めていく

- ・子ども育成課に児童相談所移管担当を設置
- ・都児童相談所へ職員を派遣
- ・心理職を採用
- ・石川県・金沢市児童相談所の視察

4. 児童福祉法改正後の経過について

	平成28年度												平成29年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	■5/27 改正児童福祉法成立												■4/1 改正児童福祉法施行			
特別区長会の動き	■特別区長会総会 (都に対し、22区が設置に向けて計画していることの表明と支援協力の要請について、正副会長を中心に対応することを確認) ■特別区長会正副会長等が都の川澄副知事と面会 (特別区による児童相談所設置が円滑に進むよう、支援と協力を要請) ■特別区長会総会 (都が提示した、特別区の児童相談所設置計画の確認の進め方について報告) ■都知事と特別区長との意見交換会 (特別区による児童相談所設置の円滑な移管に向けた積極的な支援と協力を要請) ■特別区長会総会 (世田谷、荒川、江戸川の3区をモデル的確認実施区とすることなどを確認)												■特別区長会 (特別区の児童相談所設置計画の確認の進め方について、都に支援と協力を要請)			
品川区	■児童相談所移管推進委員会設置												■児童相談所移管担当の設置			

5. 都区の動きについて

- 平成29年3月の特別区長会総会において、都から提示された、特別区の児童相談所設置計画の確認の進め方について了承され、世田谷区・荒川区・江戸川区の3区をモデル的確認実施区とすることが確認された。

➡ 都区間の全体協議の場については、設置時期は未定。

品川区の将来人口の推計について

(品川区人口ビジョンより抜粋)

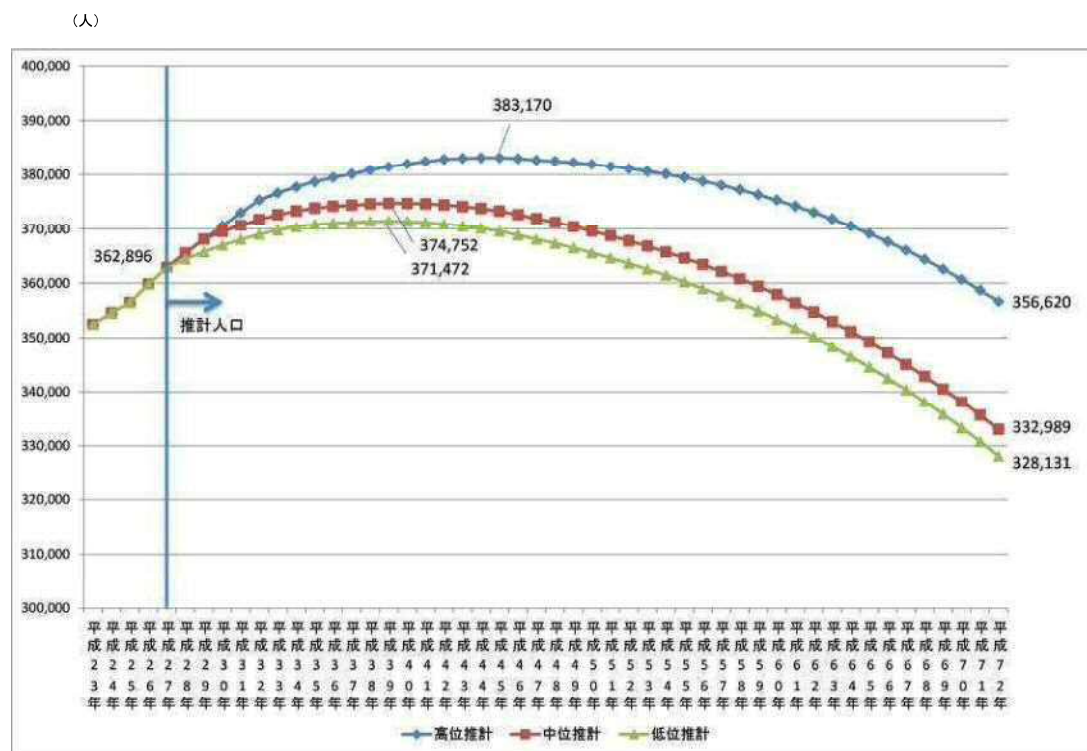
2 日本人の将来人口の推計結果

(1) 将来推計値

① 総人口

品川区の日本人の総人口は当面は増加傾向を維持しますが、高位推計で平成45年、中位推計および低位推計で平成39年にピークを迎え、以降は減少に転じます。平成72年には高位推計で356,620人(平成27年比98.3%)、中位推計で332,989人(同91.8%)、低位推計で328,131人(同90.4%)となります。

図表 Ⅲ-3 品川区の人口総数の将来推計値(日本人)



(人口)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	362,896	375,330	380,123	382,871	382,736	381,107	378,047	373,108	366,070	356,620
中位推計	362,896	371,787	374,394	374,443	371,934	367,820	362,158	354,718	345,088	332,989
低位推計	362,896	369,031	371,252	370,944	368,098	363,622	357,704	350,141	340,385	328,131

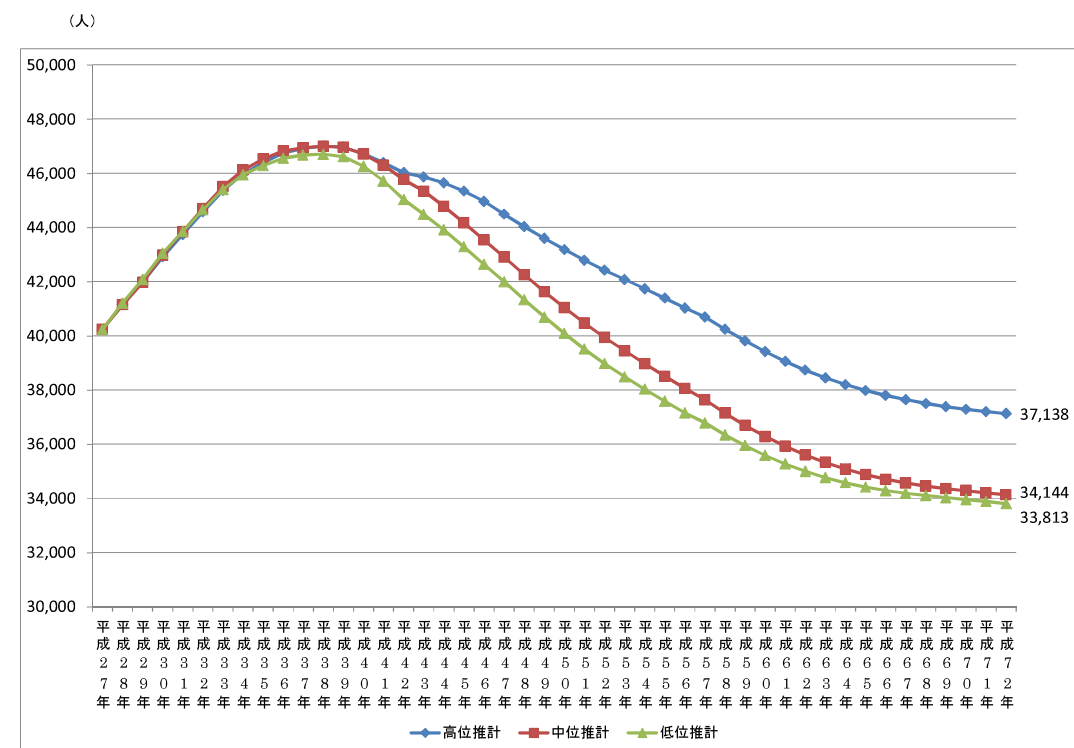
(増減比)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	100.0%	103.4%	104.7%	105.5%	105.5%	105.0%	104.2%	102.8%	100.9%	98.3%
中位推計	100.0%	102.5%	103.2%	103.2%	102.5%	101.4%	99.8%	97.7%	95.1%	91.8%
低位推計	100.0%	101.7%	102.3%	102.2%	101.4%	100.2%	98.6%	96.5%	93.8%	90.4%

② 年少人口

品川区の日本人の年少人口は当面は増加傾向を維持しますが、高位推計、中位推計、低位推計ともに平成38年にピークを迎え、以降は減少に転じます。平成72年には高位推計で37,138人(平成27年比92.3%)、中位推計で34,144人(同84.8%)、低位推計で33,813人(同84.0%)となります。

図表 Ⅲ-4 品川区の年少人口の将来推計値(日本人)



(人口)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	40,248	44,582	46,922	46,037	44,504	42,432	40,705	38,745	37,650	37,138
中位推計	40,248	44,706	46,949	45,782	42,921	39,954	37,652	35,614	34,579	34,144
低位推計	40,248	44,663	46,685	45,043	42,008	38,992	36,795	35,011	34,198	33,813

(増減比)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	100.0%	110.8%	116.6%	114.4%	110.6%	105.4%	101.1%	96.3%	93.5%	92.3%
中位推計	100.0%	111.1%	116.6%	113.7%	106.6%	99.3%	93.5%	88.5%	85.9%	84.8%
低位推計	100.0%	111.0%	116.0%	111.9%	104.4%	96.9%	91.4%	87.0%	85.0%	84.0%

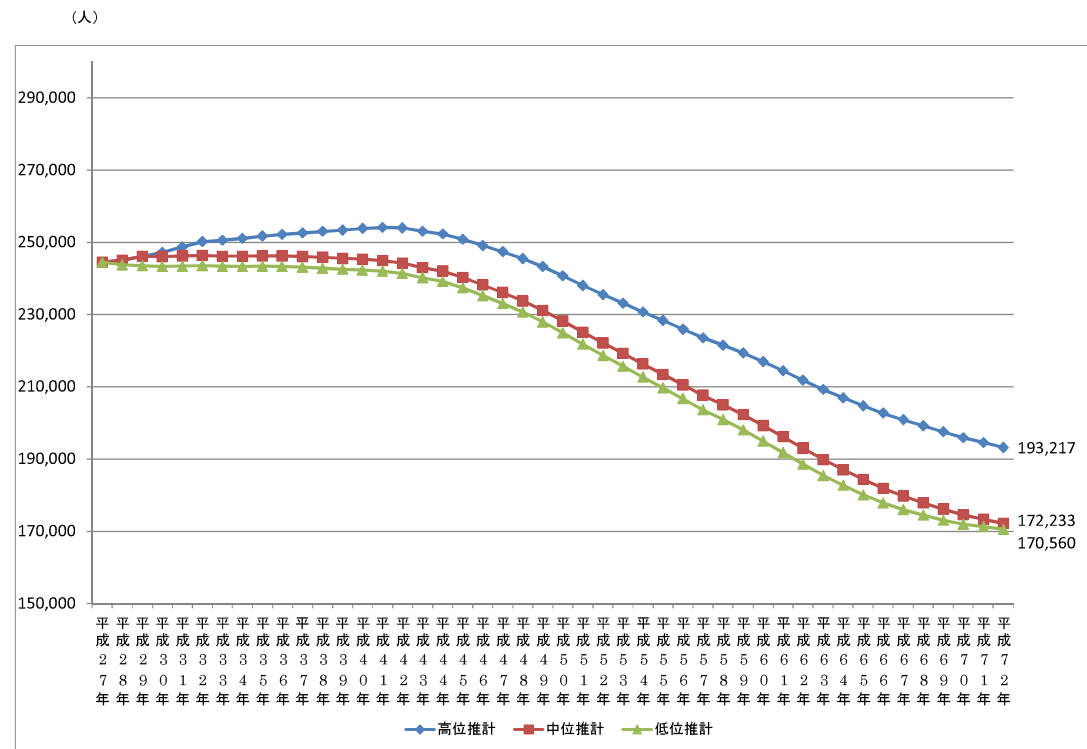
(総人口に対する構成割合)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	11.1%	11.9%	12.3%	12.0%	11.6%	11.1%	10.8%	10.4%	10.3%	10.4%
中位推計	11.1%	12.0%	12.5%	12.2%	11.5%	10.9%	10.4%	10.0%	10.0%	10.3%
低位推計	11.1%	12.1%	12.6%	12.1%	11.4%	10.7%	10.3%	10.0%	10.0%	10.3%

③ 生産年齢人口

品川区の日本人の生産年齢人口は高位推計、中位推計は当面増加傾向を維持しますが、高位推計では平成41年、中位推計では平成32年にピークを迎え以降は減少に転じます。また、低位推計では当初から一貫して減少します。平成72年には高位推計で193,217人（平成27年比79.0%）、中位推計で172,233人（同70.4%）、低位推計で170,560人（同69.8%）となります。

図表 III-5 品川区の生産年齢人口の将来推計値（日本人）



(人口)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	244,502	250,204	252,615	254,016	247,419	235,538	223,558	211,831	200,883	193,217
中位推計	244,502	246,376	246,070	244,251	236,096	222,150	207,605	192,992	179,766	172,233
低位推計	244,502	243,590	243,129	241,395	233,059	218,676	203,621	188,612	176,022	170,560

(増減比)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	100.0%	102.3%	103.3%	103.9%	101.2%	96.3%	91.4%	86.6%	82.2%	79.0%
中位推計	100.0%	100.8%	100.6%	99.9%	96.6%	90.9%	84.9%	78.9%	73.5%	70.4%
低位推計	100.0%	99.6%	99.4%	98.7%	95.3%	89.4%	83.3%	77.1%	72.0%	69.8%

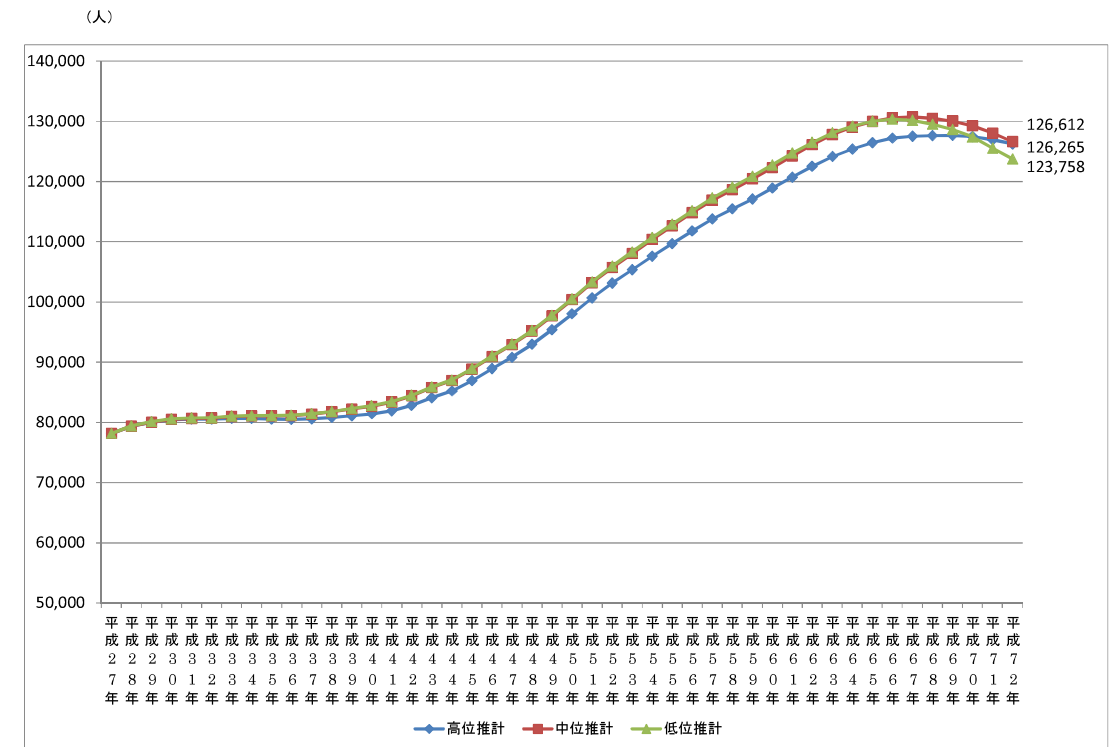
(総人口に対する構成割合)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	67.4%	66.7%	66.5%	66.3%	64.6%	61.8%	59.1%	56.8%	54.9%	54.2%
中位推計	67.4%	66.3%	65.7%	65.2%	63.5%	60.4%	57.3%	54.4%	52.1%	51.7%
低位推計	67.4%	66.0%	65.5%	65.1%	63.3%	60.1%	56.9%	53.9%	51.7%	52.0%

④ 老年人口

品川区の日本人の老年人口は今後増加していきませんが、高位推計では平成69年、中位推計では平成67年、低位推計では平成66年にピークを迎え、以降は減少に転じます。平成72年には高位推計で126,265人（平成27年比161.6%）、中位推計で126,612人（同162.0%）、低位推計で123,758人（同158.4%）となります。

図表 III-6 品川区の老年人口の将来推計値（日本人）



(人口)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	78,146	80,544	80,586	82,818	90,813	103,137	113,784	122,532	127,537	126,265
中位推計	78,146	80,705	81,375	84,410	92,917	105,716	116,901	126,112	130,742	126,612
低位推計	78,146	80,778	81,438	84,506	93,031	105,954	117,288	126,518	130,165	123,758

(増減比)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	100.0%	103.1%	103.1%	106.0%	116.2%	132.0%	145.6%	156.8%	163.2%	161.6%
中位推計	100.0%	103.3%	104.1%	108.0%	118.9%	135.3%	149.6%	161.4%	167.3%	162.0%
低位推計	100.0%	103.4%	104.2%	108.1%	119.0%	135.6%	150.1%	161.9%	166.6%	158.4%

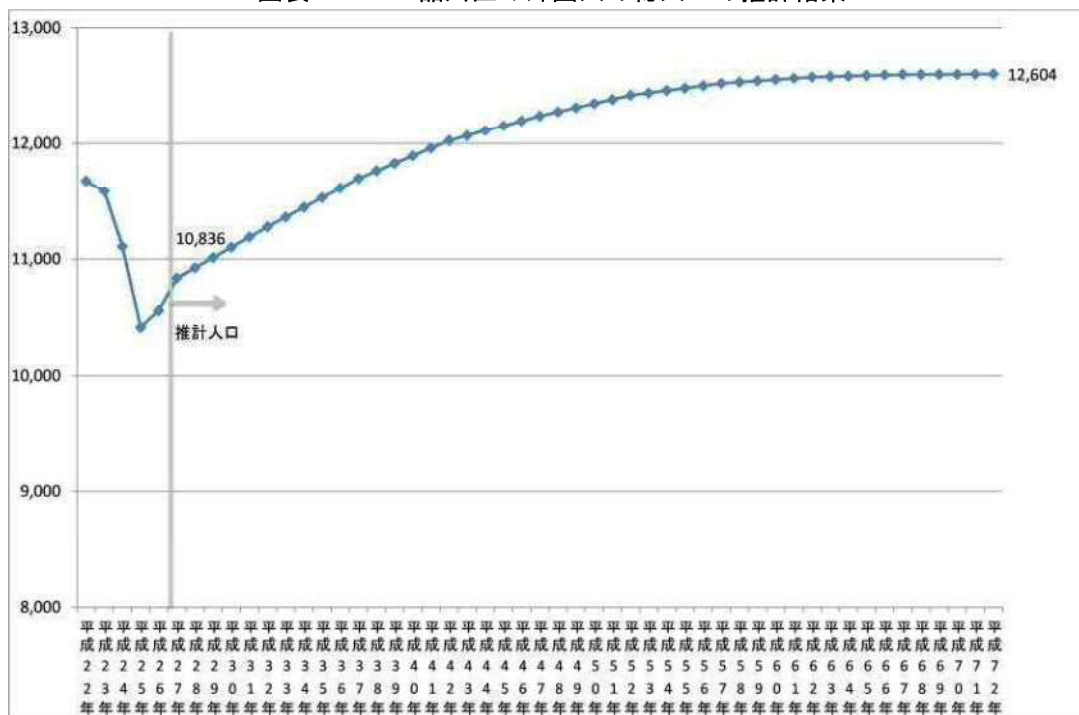
(総人口に対する構成割合)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
高位推計	21.5%	21.5%	21.2%	21.6%	23.7%	27.1%	30.1%	32.8%	34.8%	35.4%
中位推計	21.5%	21.7%	21.7%	22.5%	25.0%	28.7%	32.3%	35.6%	37.9%	38.0%
低位推計	21.5%	21.9%	21.9%	22.8%	25.3%	29.1%	32.8%	36.1%	38.2%	37.7%

(2) 人口推計の結果について

外国人の総人口の推計結果については、緩やかな上昇傾向を示し、平成 57 年以降ほぼ横ばいで推移し、平成 72 年には 12,604 人となります。

図表 Ⅲ-10 品川区の外国人の総人口の推計結果



(人口)

平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
10,836	11,277	11,697	12,024	12,242	12,421	12,524	12,578	12,599	12,604

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等